

公益財団法人日本相撲連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本相撲連盟という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、我が国におけるアマチュア相撲界を統轄し、代表する団体として、アマチュア相撲（以下単に「相撲」という。）の普及及び振興を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 相撲の普及及び振興に関すること。
- (2) 相撲に係る講習会の開催及び指導者の養成に関すること。
- (3) 相撲の競技力の向上に関すること。
- (4) 相撲に係る規則の制定に関すること。
- (5) 相撲の審判員の養成及びその資格の認定に関すること。
- (6) 相撲の日本選手権大会その他の競技会の開催に関すること。
- (7) 相撲の国際競技会等への代表参加者の選定及び派遣に関すること。
- (8) 公益財団法人日本体育協会及び公益財団法人日本オリンピック委員会に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。
- (9) 相撲に関する国際的な競技連盟に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。
- (10) この法人の目的を達成するために必要なその他の団体に、我が国のアマチュア相撲界を代表する唯一の団体として加盟すること。
- (11) この法人の会員登録に関すること。
- (12) 相撲の段級審査に関すること。
- (13) 相撲に係る刊行物の発行に関すること。
- (14) 相撲の競技者のアマチュア資格の認定に関すること。
- (15) 相撲に係る表彰に関すること。
- (16) 相撲に係る医事又は科学に関すること。
- (17) 相撲に係る用具、施設等の公認及び業者の指定に関すること。

- (18) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、日本国内及び海外において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(資産の種別)

第5条 この法人の資産は、基本財産及び一般財産の二種とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別表に掲げる財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 一般財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を受けなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画、収支予算並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これらを変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち同項第1号、第3号、第4号及び第6号に掲げるも

のについては、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(長期借入金)

第10条 この法人が借入金をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事現在数の3分の2以上の議決を経て、評議員会の承認を受けなければならない。

(新たな義務の負担等)

第11条 第6条後段及び前条に規定する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、次条第4号に掲げる書類に記載するものとする。

(書類の備置き)

第13条 第9条第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間(第5号に掲げる書類にあっては、永年)備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (5) 定款

第4章 評議員

(評議員)

第14条 この法人に、評議員15名以上20名以内を置く。

2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることはできない。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。第25条第3項において「一般法人法」という。)第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号に規定する要件のいずれをも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のイからへまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評

議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでのいずれかに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体において、その職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第14条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬)

第17条 評議員は、無報酬とする。

第5章 評議員会

(構成)

第18条 評議員会は、すべての評議員で組織する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の互選によって定める。

(権限)

第19条 評議員会は、次に掲げる事項について議決する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認
- (4) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で議決するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(定足数及び表決)

第22条 評議員会の表決は、議案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項についての表決は、当該議案について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他法令又はこの定款で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を議決するに当たっては、各候補者ごとに議決しなければならない。この場合において、理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決の省略)

第23条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

- 2 この法人は、前項の規定により評議員会の議決があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録をその主たる事務所に備え置かなければならない。

(議事録)

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席したその他の評議員の代表2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上27名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とする。また、会長以外の理事のうちから、副会長3名以内、専務理事1名及び常務理事8名以内を置くことができる。
- 3 前項の会長及び副会長のうち2名以内をもって一般法人法上の代表理事とし、その他の副会長、専務理事及び常務理事をもって一般法人法上の業務執行理事とする。
- 4 各理事について、当該理事とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は、評議員会で選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の議決により理事のうちから選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を組織し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事又は使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第29条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第25条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会の議決によって解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

2 前項の場合においては、評議員会において、あらかじめ当該役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第31条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める基準に従い、その定める総額の範囲内で、報酬を支払うことができる。

2 役員に対しては、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、すべての理事で組織する。

2 理事会の議長は、出席した代表理事のうちから、その協議によって定める。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又はこの定款で定める事項

(招集)

第34条 理事会は、毎年度3回(原則として、6月、12月及び3月)、代表理事が招集する。ただし、代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(定足数及び表決)

第35条 理事会は、議案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席しなければ、その議事を開き、議決することができない。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決する。ただし、議長は、理事として議決に加わることはできない。

3 前項の場合において、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決の省略)

第36条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 名誉会長、名誉顧問等

(名誉会長、名誉顧問、顧問及び参与)

第38条 この法人に、名誉会長、名誉顧問、顧問又は参与(第8項において「名誉会長等」という。)を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、理事会の推薦に基づき、評議員会の議決を経て代表理事が委嘱する。
- 3 名誉会長は、この法人の重要事項について代表理事に意見を述べることができる。
- 4 名誉顧問及び顧問は、この法人の会長又は副会長であった者及び相撲に関する功労者のうちから、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
- 5 名誉顧問及び顧問は、代表理事又は理事会の諮問に応ずる。
- 6 参与は、この法人の理事又は監事であった者及び相撲に関する功労者のうちから、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
- 7 参与は、理事会の諮問に応ずる。
- 8 名誉会長等は、無報酬とする。

(参事)

第39条 この法人に、参事を若干名置くことができる。

- 2 参事は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱する。
- 3 参事は、理事会に出席して、オブザーバーとして意見を述べることができる。
- 4 参事は、無報酬とする。

第9章 専門委員会

第40条 この法人の事業遂行のために必要があるときは、理事会の議決に基づき、特定の事項を処理する専門委員会を置くことができる。

- 2 前項の規定により設置された専門委員会の運営に関する規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第10章 事務局

第41条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 職員は、代表理事が任免する。ただし、事務局長については、理事会の承認を経るものとする。
- 3 職員は、有給とする。
- 4 前三項に定めるもののほか、事務局及び職員に関する事項は、別に定める。

第11章 加盟団体

(加盟)

第42条 次に掲げる団体で、この法人の趣旨に賛同するものは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の議決を得て加盟団体となることができる。

- (1) 都道府県を単位とする相撲に関する団体
- (2) 全国的に組織された相撲に関する団体
(資格喪失)

第43条 加盟団体は、次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 脱退
- (2) 当該加盟団体の解散
- (3) 除名
(脱退)

第44条 加盟団体が脱退しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の議決を経なければならない。

(除名)

第45条 加盟団体が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事及び評議員の現在数の3分の2以上の多数の賛成による議決を経て、これを除名することができる。

- (1) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (2) この法人の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (3) 分担金を2年分以上滞納したとき。

(指導)

第46条 加盟団体は、相撲の普及及び振興に関し、この法人による指導に従うものとする。

(分担金)

第47条 加盟団体は、毎年一口100,000円以上の分担金をこの連盟に納入しなければならない。

- 2 既納の分担金は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(加盟団体全国協議会)

第48条 この法人に、加盟団体全国協議会（以下「全国協議会」という。）を置く。

- 2 全国協議会は、この連盟の役員及び加盟団体の代表者又はそれに代わる者をもって組織する。
- 3 全国協議会は、この法人と加盟団体との相互の連絡調整、情報交換等のために、必要に応じて開催する。

(加盟団体ブロック協議会)

第49条 第42条第1号に掲げる複数の加盟団体は、この法人との連絡調整、加盟団体相互の連絡調整、情報交換等のため、次に定める地域ごとに加盟団体ブロック協議会を設けることができる。

- (1) 東北ブロック
- (2) 関東ブロック

- (3) 北信越ブロック
- (4) 東海ブロック
- (5) 関西ブロック
- (6) 中国ブロック
- (7) 四国ブロック
- (8) 九州ブロック

第12章 維持会員

第50条 この法人の趣旨に賛同する者は、理事会の許可を受けて維持会員となることができる。

- 2 維持会員は、この法人の目的を支持し、その事業の遂行を援助するため、別に定める維持会費を納入するものとする。

第13章 定款の変更及び法人の解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、評議員会の議決によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

第52条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定める事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第53条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の議決を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。次条において「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の議決を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第14章 公告の方法

第55条 この法人の公告は、電子公告により行う。

第15章 細則

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。次項において「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、松尾新吾、田中英壽及び南和文とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

小笠原敦、勝田晃三、川波信親、木崎智久、倉園一雄、下村勝彦、神一生、鈴木智也、千葉知明、塔尾武夫、西尾保典、西村公憲、畑野恒和、服部祐兒、満留久摩、八木典彦、渡辺彰

改正附則

この定款は、平成31年度の定時評議員会が開催される日から施行する。ただし、改正後の規定に基づく理事の選任に係る手続は、同日前においても行うことができる。

改正附則

この定款は、令和5年4月1日から施行する。

別表 基本財産（第5条関係）

財産種別	場所・物量等	
土地	東京都新宿区百人町1-15-20	152.47㎡
定期預金	三菱東京UFJ銀行 渋谷支店	30,500,000円
定期預金	三菱東京UFJ銀行 渋谷明治通支店	20,500,000円
定期預金	三菱東京UFJ銀行 大久保支店	20,000,000円
定期預金	みずほ銀行 渋谷中央支店	22,100,000円
定期預金	みずほ銀行 大久保支店	11,900,000円